

別紙

諮問第1062号

答 申

1 審査会の結論

本件訂正請求却下処分は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った本件訂正請求に対し、東京都知事が行った本件訂正請求却下処分について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件訂正請求は、条例19条2項の要件を欠くものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和6年3月26日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年11月27日に実施機関から理由説明書を、令和7年4月15日、同年9月19日及び同年10月1日に審査請求人から各意見書を収受し、令和6年12月20日（第248回第二部会）から令和7年10月24日（第256回第二部会）まで、9回審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検

討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、「指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇）」である。

イ 本件訂正請求について

本件訂正請求の趣旨は、請求人の子供の指導経過記録票に子供に関係のない内容が記載されているとして、その訂正や削除を求めるものであり、実施機関は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったことを理由に、却下処分を行った。

ウ 本件訂正請求却下処分の妥当性について

条例19条2項において、訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等（以下「証明書類等」という。）を提出し、又は提示しなければならないとされている。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、審査請求人は、実施機関が提出を求めても証明書類等を提出又は提示しなかったとのことである。

また、実際に審査会において審査請求人が提出した書類を見分したところ、その記載内容からは、証明書類等の提出又は提示があったものと確認することができなかった。

したがって、実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、本件訂正請求を却下した処分は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子